

津市水道局分課規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月30日

津市水道事業管理者 平井 秀次

津市水道事業管理規程第1号

津市水道局分課規程の一部を改正する規程

第3条第2項中「第2条第3項に規定する」を削り、同条第6項中「（これらの職にある者にあつては、技術吏員）」を「の職にある者（技術職員）」に改める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

津市水道局告示第5号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成19年3月29日

津市水道事業管理者 平井秀次

名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社 松林設備	四日市市中川原1丁目12番2号	平成19年3月8日
株式会社 フルイチ住建	津市芸濃町棕本516番地	平成19年3月14日
藪建設 株式会社	津市城山1丁目17番3号	平成19年3月16日